

産業廃棄物の事業場外保管の届出について

【廃棄物処理法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項】

都内において、排出事業者自らが、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場以外の場所に産業廃棄物を保管しようとするときには、あらかじめ保管する前に東京都に届け出なければなりません。

また、事業場外保管を行う場合には、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の保管基準を遵守しなければなりません。^{※1}

※1) 事業場外の保管の基準（別紙 1）

I 届出対象となる産業廃棄物

○建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)とする。

II 届出対象となる保管場所

○300 m²以上の保管場所^{※1}で行う保管とする。

ただし、以下の保管については、本制度による届出義務の対象から除外する。

- ・排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可（積替保管を含む。）又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に伴って行う保管
- ・排出事業者がPCB特別措置法第8条の届出を行った場合における、当該届出に係るPCB廃棄物の保管

※1 保管の規模については、保管場所の囲い等の面積によって算定することとする。

III 届出事項

○届出の事項は、次のとおりとする。

① 届出書には、以下の事項を記載する。

- ・保管場所としての使用開始年月日
- ・保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先
- ・保管を行おうとする場所の所在地、面積
- ・保管を行おうとする産業廃棄物の種類
- ・保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
- ・当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限^{※2}
- ・屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合にあっては産業廃棄物の高さの上限^{※3}
- ・保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- ・産業廃棄物の処理計画、保管の方法

<届出書の書式> 別記様式第二号の四及び同別紙（特別管理産業廃棄物にあつては別記様式第二号の十及び同別紙）

② 届出書には、以下の書類を添付する。

- ・保管場所付近の見取図
- ・保管場所の構造を明らかにする平面図
- ・保管場所の土地の登記事項証明書（保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあつては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）
※2 当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量
※3 現行規則第1条の6で定めるところにより勾配などを考慮して算出した高さの上限

IV 事後届出の対象となる場合

○地震や水害等の非常災害のために必要な応急措置として行った保管については、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場以外の場所に産業廃棄物を保管した日から起算して14日以内に届出を行わなければならない。

V 事後届出の届出事項

① 事後届出書には、以下の事項を記載する。

- ・保管を開始した日、保管期間
- ・保管をした排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあつてはその代表者の氏名及び連絡先
- ・保管をした場所の所在地、面積
- ・保管をした産業廃棄物の種類
- ・保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
- ・当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
- ・屋外で容器を用いずに保管した場合にあつては産業廃棄物の高さの上限
- ・保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあつては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- ・応急措置として保管した理由

<届出書の書式> 別記様式第二号の四及び同別紙（特別管理産業廃棄物にあつては別記様式第二号の十及び同別紙）

② 届出書には、以下の書類を添付する。

- ・保管場所付近の見取図
- ・保管場所の構造を明らかにする平面図
- ・保管場所の土地の登記事項証明書（保管をした土地について事業者が所有権を有さない場合にあつては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

VI 届出事項が変更または廃止となる場合

○事業場外保管の届出を行った事業者は、届出事項を変更しようとする場合には、事前に、届出事項のうち変更のあるものについて届出を行わなければならない。

<変更届出の書式>別記様式第二号の五（特別管理産業廃棄物にあつては別記様式第二号の十一）

○届出場所における保管を廃止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

＜廃止届出の書式＞別記様式第二号の六（特別管理産業廃棄物にあつては別記様式第二号の十二）

なお、廃止届の提出に際しては、事業を廃止した後の事業場の写真(産業廃棄物の保管を行っていないことが分かるもの。)を添付してください。

【事業場外保管の届出対象とならない保管について】

◇自社の産業廃棄物を自社の事業場外に保管する場合において、保管する敷地面積が300㎡未満となる場合についても、産業廃棄物の処理基準を遵守し、生活環境の保全上支障がないように保管しなければなりません。(法第12条第1項、第2項)

【事業場外の保管届出のQ & A】

Q1 届出を行わない場合には罰則の適用があるのか

A1 届出を行わない場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。
(法29条)

非常災害時の必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に届出が行われない場合には、20万円以下の過料が適用されます。(法33条)

Q2 事業場外の保管届出の効果とは

A2 保管場所をあらかじめ行政が把握し、産業廃棄物が不適正に処理される前に事業者を適正に指導します。また、不適正保管を発見した場合には、事業者に対して報告徴収(法18条)、立入検査(法19条)等の行政処分等を迅速に行うことにより、産業廃棄物の保管に伴う生活環境の支障の発生を未然に防止します。

Q3 特別管理産業廃棄物の事業場外保管も行えるのか。

A3 事業場外保管については、建設工事に伴い発生する特別管理産業廃棄物も対象となります。なお、特別管理産業廃棄物につきましては、特別管理産業廃棄物の処理基準を遵守することが求められます。(法12条の2第1項、第2項)

《届出先および問い合わせ先》

- ◇ **23区、島しょ地域** 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課不法投棄対策担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎19階
TEL03-5388-3446
- ◇ **多摩地域(八王子市を除く)** 東京都環境局多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導担当
〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎3階
TEL042-528-2694
- ◇ **八王子市** 八王子市資源循環部廃棄物対策課
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
TEL042-620-7458

産業廃棄物を事業場外に保管するための基準

自社の産業廃棄物を自社の事業場外に保管する場合において、産業廃棄物の処理基準を遵守し、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障がないように保管しなければなりません。

(1) 事業者の保管の基準（排出場所で運搬されるまでの間保管する場合）

事業者は、その産業廃棄物、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準（**産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物保管基準**）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。

産業廃棄物保管基準（法第12条第2項、省令第8条）

- ① 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの）が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板（**図1**参照）が設けられていること。
- ② 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ（**図2**参照）を超えないようにすること。
- ④ その他保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないための必要な措置を講ずること。
- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項、省令第8条の13）

- ⑦ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記①、②、③、④、⑤の規定の例によること。
- ⑧ 他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等、必要な措置を講ずること。
- ⑨ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封すること等、揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置を講ずること。
- ⑩ 廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑪ PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑫ 廃石綿等は、梱包すること等、飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑬ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。

| | |
|-------------------------|--|
| (特別管理) 産業廃棄物保管施設 | |
| 産業廃棄物の種類 | 金属くず、廃プラスチック類 |
| 管理者の氏名又は名称及び連絡先 | 〇〇区△△町1-2-3 株式会社 〇×工業 代表取締役 東京一郎 電話 03-(3123)×××× |
| 最大保管高さ | 1.8m |
| 最大保管量 | 30m ³ |

60cm以上

60cm以上

図1 保管施設の掲示板の見本

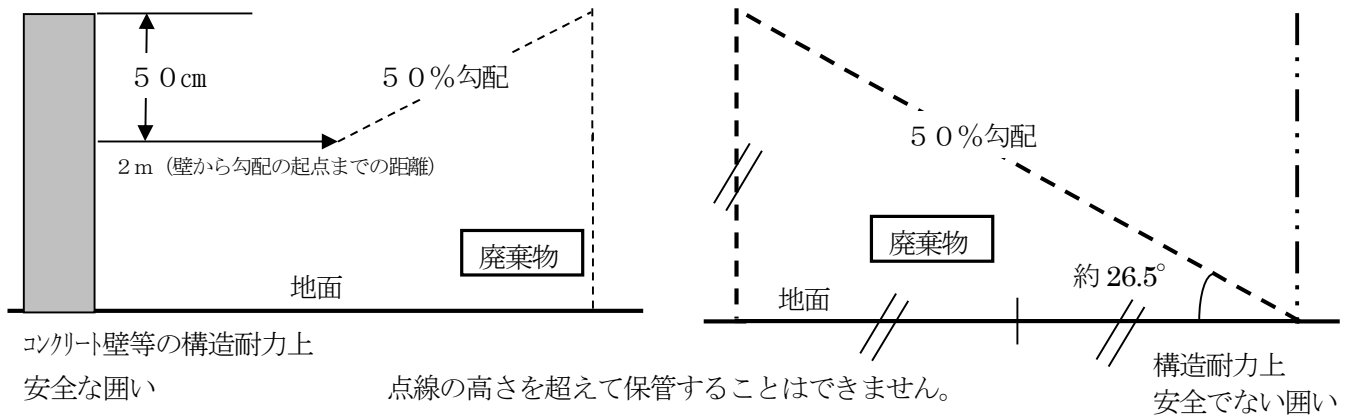


図2 最大保管高さの判定例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

(2) 産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物を運搬する場合は、政令で定める基準（産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準）に従わなければなりません（法第12条、法12条第7項、第12条の2、第12条の2第7項、政令第6条、第6条の5）。

共通基準

- ① 産業廃棄物が飛散し、流出し、地下浸透しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

別記様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12 条 第 3 項 前 段 の規定により、関係書類
第 12 条 第 4 項 及び図面を添えて届け出ます。

| | | |
|-------------|---|----------------|
| 保管の場所に関する事項 | 所 在 地 | |
| | 面 積 | m ² |
| | 保管する産業廃棄物の種類 | |
| | 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 | |
| | 屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの) | |
| 保管開始年月日 | 年 月 日 | |

備考
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

別記様式第二号の四の別紙

| | | |
|-------------|----------------------------------|--|
| 産業廃棄物の処理の計画 | 保管する産業廃棄物の主な搬入元 | |
| | 保管する目的 | |
| | 処分方法 | |
| | 保管後の産業廃棄物の搬出先 | |
| | 処分先の許可 (行政庁の名称及び許可番号) | |
| | 収集運搬業の許可 (行政庁の名称及び許可番号) | |
| | 建設業法等の許可 (行政庁の名称及び許可番号又は登録番号) | |
| 保管の方法 | 保管する土地の床面 | |
| | 生活環境保全のための措置 (飛散流出対策等) | |

- 注1 種類の欄には、保管用地で保管する産業廃棄物の種類を全て記入すること。
- 2 上限数量の欄には、保管する産業廃棄物の種類ごとの上限数量を記入すること。
- 3 処分方法の欄には、自己処理又は委託処理の区別を記入すること。委託処分を行う場合には、委託先の許可事項の欄に廃棄物処理法の規定による許可事項を記入すること。
- 4 収集運搬業の許可の欄には、搬入、搬出を委託する場合について、廃棄物処理法の規定による都道府県知事の許可番号を記入すること
- 5 建設業法等の許可の欄には、建設業法第3条第1項本文の規定による許可、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた者である場合のみ記入すること。
- 6 保管する土地の床面の欄には、当該床面から地下への浸透を防止するための措置の内容を記入すること。
- 7 生活環境保全のための措置の欄には、産業廃棄物の飛散若しくは流失、悪臭の発散、ねずみの生息又は蚊、ハエその他害虫の発生を防止するための措置の内容を記入すること。
- 8 別紙2の記入例に基づく配置図を添付すること

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項後段の規定により、関係書類及び
 図面を添えて届け出ます。

| | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------------|-------|-------|
| 変 更 の 内 容 | | |
| 変 更 の 理 由 | | |
| 変 更 予 定 年 月 日 | 年 月 日 | |

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。

| | |
|----------|-------|
| 保管場所の所在地 | |
| 廃止の理由 | |
| 廃止年月日 | 年 月 日 |

別記様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12 条 の 2 第 3 項 前 の規定により、関係書類
第 12 条 の 2 第 4 項
及び図面を添えて届け出ます。

| | | |
|---------------|--|----------------|
| 保管の場所に関する事項 | 所 在 地 | |
| | 面 積 | m ² |
| | 保管する特別管理 産業廃棄物の種類 | |
| | 積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限 | |
| | 屋外において容器を用いず 行 う 保 管 の 有 無 (保管を行う場合にあっては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの) | |
| 保 管 開 始 年 月 日 | | 年 月 日 |

備考
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ(3)の規定により保管することができる特別管理
産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

| | | |
|-----------------|--------------------------------------|--|
| 特別管理産業廃棄物の処理の計画 | 保管する特別管理産業廃棄物の 主な搬入元 | |
| | 保管する目的 | |
| | 処分方法 | |
| | 保管後の特別管理産業廃棄物の 搬出先 | |
| | 処分先の許可 (行政庁の名称及び許可番号) | |
| | 収集運搬業の許可 (行政庁の名称及び許可番号) | |
| | 建設業法等の許可 (行政庁の名称及び許可番号又は 登録番号) | |
| 保管の方法 | 保管する土地の床面 | |
| | 生活環境保全のための措置 (飛散流出対策等) | |

- 注1 種類の欄には、保管用地で保管する特別管理産業廃棄物の種類を全て記入すること。
- 2 上限数量の欄には、保管する特別管理産業廃棄物の種類ごとの上限数量を記入すること。
- 3 処分方法の欄には、自己処理又は委託処理の区別を記入すること。委託処分を行う場合には、委託先の許可事項の欄に廃棄物処理法の規定による許可事項を記入すること。
- 4 収集運搬業の許可の欄には、搬入、搬出を委託する場合について、廃棄物処理法の規定による都道府県知事の許可番号を記入すること
- 5 建設業法等の許可の欄には、建設業法第3条第1項本文の規定による許可、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた者である場合のみ記入すること。
- 6 保管する土地の床面の欄には、当該床面から地下への浸透を防止するための措置の内容を記入すること。
- 7 生活環境保全のための措置の欄には、特別管理産業廃棄物の飛散若しくは流失、悪臭の発散、ねずみの生息又は蚊、ハエその他害虫の発生を防止するための措置の内容を記入すること。
- 8 別紙2の記入例に基づく配置図を添付すること

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項後段の規定により、関係書類及び
 図面を添えて届け出ます。

| | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------------|--------------|-------|
| <p>変 更 の 内 容</p> | | |
| <p>変 更 の 理 由</p> | | |
| <p>変 更 予 定 年 月 日</p> | <p>年 月 日</p> | |

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項後段の規定による届出に係る
保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 13 の 6 において
準用する同令第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。

| | |
|----------|-------|
| 保管場所の所在地 | |
| 廃止の理由 | |
| 廃止年月日 | 年 月 日 |

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物を保管する事業所外施設の配置図記載例

幹線道路

